

議案第 5 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例
の一部改正

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部改正について，別紙のとおり提出する。

平成 24 年 10 月 16 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者 重 森 計 己

〔提案理由〕

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 60 号）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行並びに全国町村会の自治功労者推せん要綱の改定に伴い，所要の改正を行う必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項第1号中「（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。））」を「（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。））」に改める。

附則に次の1項を加える。

18 第112条の規定による全国町村会の自治功労者推せん要綱については、当分の間、平成22年度の全国町村会の自治功労者推せん要綱を適用する。

第2条 岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第46条第2号及び第129条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
（奨学援護金の支給） 第 66 条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第 35 条第 2 項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が 16,000 円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において 16,000 円を超えており、同日後 16,000 円以下となった者についても、同様とする。 (1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（<u>職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練とする。次項第 4 号において同じ。</u>）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 5 に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第 4 号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの (2)～(4) 略 2～7 略 附 則 1～17 略	（奨学援護金の支給） 第 66 条 奨学援護金は、次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る第 35 条第 2 項に定める年金補償基礎額（以下「年金補償基礎額」という。）が 16,000 円以下である者に支給する。次の各号の一に該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において 16,000 円を超えており、同日後 16,000 円以下となった者についても、同様とする。 (1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 1 項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（<u>職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 2 に規定する職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第 4 号において同じ。</u>）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第 36 条の 5 に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第 4 号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの (2)～(4) 略 2～7 略 附 則 1～17 略

18 第 112 条の規定による全国町村会の自治功労者推せん要綱については、当分の間、平成 22 年度の全国町村会の自治功労者推せん要綱を適用する。	
--	--

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第 2 条関係）

新	旧
（介護補償） 第 46 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 （介護補償） 第 129 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって次の表の左欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、組合は、介護補償として、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間につ	（介護補償） 第 46 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 （介護補償） 第 129 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって次の表の左欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、組合は、介護補償として、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間につ

いては、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 2 略	いては、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法</u>第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 略 2 略
---	---